さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得

（趣旨）

第１条　この心得は、市の発注する建設工事の請負及び建設工事に伴う設計、調査、測量業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者が熟知すべき事項について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（入札等の通知等）

第２条　一般競争入札の場合については、入札の日時、場所、その他必要な事項を公告により定め、その写し（当該記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を財政局契約管理部契約課窓口及びインターネット上で閲覧に供するものとする。

２　一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものについては、前項に掲げる写しのほか、入札説明書も併せて閲覧に供するものとする。

３　指名競争入札の場合については、入札の日時、場所その他必要な事項を記載した通知書（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「指名通知書」という。）を指名した有資格者に通知するものとする。

（参加資格等の取り消し）

第３条　一般競争入札の場合における資格確認審査結果通知書において資格ありと認定された者（入札参加資格の有無の確認を入札後に行う一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）を除く。）又は指名競争入札の場合における指名を受けた者（以下「入札参加予定者」という。）が、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加資格又は指名は取り消すものとする。ただし、特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

(1)　特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。

(2)　死亡（法人においては解散）したとき。

(3)　営業停止命令を受けたとき。

(4)　さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。

(5)　さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けたとき。

(6)　金融機関に取引を停止されたとき。

２　入札参加予定者又はその者の代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者（以下「入札参加予定者等」という。）が、次のいずれかに該当する者になった場合についても、また同様とする。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6)　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（入札保証金の納付等）

第４条　入札に参加しようとする者は、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号。以下「契約規則」という。）で定めるところにより、入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、公告又は指名通知書の定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りでない。

（入札の延期等）

第５条　妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由を生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、又は入札を取りやめることがある。

（入札に参加できない者）

第６条　入札参加予定者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札に参加することができない。

(1)　正当な理由がなく、設計図書等を指定した期間内に受領しなかったとき。

(2)　当該入札の執行を妨害したとき。

(3)　前項に掲げるもののほか、公告その他の定めに違反したとき。

（入札の執行）

第７条　入札者（当該入札期日における入札に関する権限を有する者であって、入札書を提出するために入札場所に入室する者をいう。）は、公告、指名通知書又は入札説明書等（以下「通知書等」という。）に定める入札期日及び時刻に通知書等に定める書類を持参のうえ、入札場所に集合しなければならない。

２　入札場所に入室することができる者は、通知書等において定めがある場合を除き、入札者又は開札の立会いに関する権限を有する者（以下「入札参加者等」という。）に限るものとする。

３　入札参加者等は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)　委任状（当該入札期日における入札に関する権限又は開札の立会いに関する権限を委任された者が入札場所に入室した場合に限る。）

(2)　前号に掲げるもののほか通知書等に定める書類

４　指定の時刻に遅れた者の入札場所への入室は認めない。

５　入札参加者等の入札執行途中での退室は認めない。

（入札書に記載する金額）

第８条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、別に指示等がある場合を除き、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

（入札）

第９条　入札者は、契約規則、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成１５年さいたま市規則第１３２号）、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事請負契約基準約款（又はさいたま市設計業務等委託契約基準約款）、図面、設計図書、仕様書及び通知書等の記載事項（当該記載事項を記録した電磁的記録を含む。）並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

２　入札者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、封書にして入札箱に投入しなければならない。

３　建設工事の請負に係る入札（単価契約に係る入札を除く。）において、入札者は、前項の入札書の提出のときに、併せて当該入札金額見積内訳書を提出しなければならない。

４　入札者は、必要があるときは、入札書を提出する前には、次に掲げる書類を提示しなければならない。

(1)　所定の入札保証金若しくはこれに代わる担保の納付又は免除を証する次に掲げる書類

ア　入札保証金を納付したとき	領収書の控え
イ　入札保証金に代わる担保を納付したとき	保管有価証券受領書の写し
ウ　入札保証保険契約を締結したとき	保険証券の写し
エ　入札保証金の免除決定を受けたとき	結果通知書

(2)　前号に掲げるもののほか、通知書等に定める書類

５　提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者等が連合し、若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び入札金額見積内訳書（以下「入札書等」という。）を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

（入札書の書換等の禁止）

第１０条　入札者は、一度提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることはできない。

（入札者が１人の場合の取扱）

第１１条　入札時において、入札に参加する者の数が２者に満たないときは、入札を執行しないものとする。ただし、電子入札（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用した入札のことをいう。）による一般競争入札を除く。

（郵便による入札書の提出）

第１２条　郵便による入札を認められている場合において、郵便による入札書を提出するときは、封書した入札書及び第９条第３項及び第４項各号に掲げる書類を通知書等に定めるところにより郵送しなければならない。

（電子入札による入札）

第１３条　電子入札による場合においては、第７条及び第９条第２項の規定は、適用しない。

２　電子入札による場合、入札書等については、当該事項を記録した電磁的記録として読み替えるものとする。

３　電子入札による場合、入札書等は、通知書等に定めた期限内に、本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本市に到達したものとみなす。

４　電子入札として指定された入札において、やむを得ない理由があるときは、書面により入札書等を提出できる。この場合、入札者は、入札書等の提出期限までに、紙入札方式参加申請書を提出し、市長の承認を得なければならない。

（入札の辞退等）

第１４条　入札者は、入札書の提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。ただし、やむを得ない理由が生じたときは、開札の日前まで入札を辞退することができる。なお、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

２　入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行者に直接持参又は郵送（郵送については開札日の前日までに到着するものに限る。）により行うものとする。ただし、電子入札による場合においては、入札書等の受付期間内に電子入札のシステムにより行うものとする。なお、やむを得ない理由により、入札書の提出後に辞退をする場合は、入札辞退届を直接持参により行うものとする。

３　参加意向確認型指名競争入札の場合において、参加する意向のない者については、確認書の提出がないことをもって、当該入札を辞退したものとみなす。

４　電子入札の場合において、電子入札システムにより提出する入札書が指定の日時までに電子入札システムに備えられたサーバーに到着しなかった場合は、当該電子入札を辞退したものとみなす。

（開札）

第１５条　開札は、通知書等に定めるところにより、入札参加者等の立会いのもとに行う。

２　開札のとき、当該入札に係る入札参加者等が入札場所にいない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

３　電子入札による場合においては、次の各号に定めるところによる。

(1)　書面による入札書を持参し電子入札に参加する者がいる場合は、入札執行者の開札宣言後、書面による入札書等を開封してその内容を電子入札システムに登録したのちに行う。

(2)　電子入札に参加し、開札の立会いを希望する者は、開札の日時までに届出書を提出しなければならない。

(3)　前号の立会いは、代理人をして行わせることができる。この場合、前項の届出書とともに委任状を提出しなければならない。

（入札の無効）

第１６条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　入札者の押印のない入札書による入札

(2)　記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3)　押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4)　入札に参加する資格のない者がした入札

(5)　記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6)　入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(7)　代理人で委任状を提出しない者がした入札

(8)　他人の代理を兼ねた者がした入札

(9)　２通以上の入札書を提出した者がした入札又は２以上の者の代理をした者がした入札

(10)　入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札

(11)　明らかに連合によると認められる入札

(12)　通知書等において定めた提出書類を提出しない者がした入札又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札

(13)　郵便（入札の方法として市長が指定したものを除く。）、電報、電話及びファクシミリによる入札

(14)　金額を訂正した入札書による入札

(15)　設計金額又は予定価格を入札執行前に公表している場合において、当該公表している金額を超えた入札

(16)　最低制限価格を設定している場合において、当該金額に満たない入札

(17)　入札金額見積内訳書の提出を求めている場合において、提出された入札金額見積内訳書に不備がある入札

(18)　前各号に掲げるもののほか、公告事項、その他入札の条件に違反した入札

２　電子入札の場合においては、前項の規定中「押印のない」とあるのは、「電子署名及

び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第１３条第１項に規定する電子証明書が添付されていない」と読み替えるものとする。

（落札者の決定）

第１７条　落札者は、予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で、有効な入札のうち、最低の価格の入札をした者とする。

２　事後審査型一般競争入札においては、入札書比較価格の制限の範囲内で、有効な入札のうち、最低の価格の入札をした者を落札候補者とし、当該落札候補者に対する入札参加資格の確認を経て落札者を決定する。

３　前項の入札参加資格の確認について、当該落札候補者が第３条第１項各号のいずれかに該当する場合又は当該落札候補者若しくはその者の代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者が同条第２項各号のいずれかに該当する場合等、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内で、有効な入札のうち、最低の価格の入札をした者を落札候補者とする。

（くじによる落札者の決定）

第１８条　落札とすべき同額の入札が複数あるときは、直ちに当該入札をした入札参加者等にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

２　前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

３　電子入札による場合においては、電子くじ（入札者が入力した任意の数値と処理時刻を用いた演算式等により決定する方式をいう。次項において同じ。）により落札者を決定する。

４　前項の電子くじにおいて、書面により入札書を持参し電子入札に参加する者がいる場合は、当該入札者が任意の数値を定め、入札執行者が当該数値を電子入札システムに入力して行うものとする。

５　事後審査型一般競争入札においては、第１項及び第３項の「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

（落札者決定の保留）

第１９条　落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格の１１０分の１００の価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、落札者の決定を保留し、入札執行を終了する。

２　前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあっては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者等にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、

その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

３　前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（失格基準）

第２０条　調査基準価格を定めた契約について、当該契約に適合した履行がされないと認められる場合の基準を入札金額（入札者が見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額であり、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額をいう。）について定めるものとし、これを下回った場合は、この者がした入札を失格とする。ただし、特例政令の規定が適用される契約を除く。

（低価格入札の調査）

第２１条　第１９条第１項の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札をした者（以下「低価格入札者」という。）に対しさいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）に基づき、次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査する。

⑴　当該入札価格によっては、当該入札参加者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

⑵　当該入札参加者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる入札

２　すべての低価格入札について前項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、契約課長は落札者を決定するものとする。

３　低価格入札をした入札参加者は、調査に当たってはこれに協力しなければならない。

４　事後審査型一般競争入札においては、第２項の「落札者」を「落札候補者」と読み替え、当該落札候補者に対する入札参加資格の確認を経て落札者を決定する。

（入札希望価格の設定）

第２２条　一般競争入札の場合において、必要に応じ、入札希望価格を設定することがある。入札希望価格とは、入札参加者がその価格以下で入札することを本市が希望する価格をいう。（この場合、当該価格を超えた入札であっても無効とはならない。）

（再度入札）

第２３条　初度入札において落札者がないときは、初度入札の開札結果の発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

２　再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。

⑴　落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度入札において低価

格入札があったとき。

(2)　再度入札に参加することができる者がないとき。

４　再度入札は、１回限りとする。

（電子再度入札）

第２４条　前条の規定にかかわらず、電子入札による場合においては、開札の結果、落札者等が決定しないときは、電子入札による再度の入札（以下「電子再度入札」という。）を行う。

２　電子再度入札は、原則として初度入札の翌開庁日とする。ただし、当日に実施できる場合は、この限りでない。

３　電子再度入札を実施する場合は、初度入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格の１１０分の１００の価格を下回らない入札をした者）に対し、電子入札システム、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法により、電子再度入札を実施する旨を通知する。

４　初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、電子再度入札に参加することができない。

５　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、電子再度入札を行わない。

(1)　落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度入札において低価格入札があったとき。

(2)　電子再度入札に参加することができる者がないとき。

６　電子再度入札は１回限りとする。

（再度入札等の適用除外）

第２５条　予定価格を入札執行前に公表している場合は、前２条の規定は適用しない。

（不調時の取扱い）

第２６条　再度入札によってもなお落札者がないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

２　再度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

３　再度入札において低価格入札があった場合、第１項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときの取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1)　随意契約の相手方となることができる者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。

(2)　見積書の提出期日において、随意契約の相手方となることを希望する者から見積書及び見積書提出期日における見積権限を委任された者が見積りをするときにあっては委任状を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

４　前条の規定により再度入札又は再度電子入札を行わない場合の取り扱いについては、前３項の規定を準用する。この場合において、「再度入札」とあるのは「初度入札」と読み替えるものとする。

（公正な入札の確保）

第２７条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

４　一般競争入札の参加者は、入札の適正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれかに該当する場合で、その関係のある者同士が同一入札に参加してはならない。なお、共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が次の各号のいずれかの関係にないこと。

(1)　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。(2)において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。(2)において同じ。）の関係にある場合

(2)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(3)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下 同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ｱ) 会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ｲ) 会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ｳ) 会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(ｴ) 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(4)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(5)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(6) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

(7) その他、(1)から(6) の各号と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

（入札結果等の通知）

第２８条　落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に対して口頭又は文書（電子入札の場合は電子メール）にて通知する。

２　前項の通知が落札者に到達した日から７日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、落札決定は効力を失う。

３　第２１条第２項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を当該契約の相手方に通知する。

４　落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに次に掲げる事項を書面（当該記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により通知する。

(1)　落札者が決定したこと

(2)　落札者の氏名及び住所

(3)　落札金額

(4)　当該請求を行った入札参加者が落札者とならなかった理由

(5)　当該請求を行った入札参加者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由

（入札保証金の還付）

第２９条　入札者は、落札者が決定したとき又は再度入札によってもなお落札者がないときは、入札保証金の還付を請求することができる。

２　前項の規定にかかわらず、落札者の入札保証金の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1)　契約を締結するまでは、還付の請求をすることができない。

(2)　納付すべき契約保証金があるときは、これに充当する。

(3)　第２８条第２項の規定により落札決定が効力を失ったときは、没収する。

（契約書作成及び契約の確定）

第３０条　落札者は、契約書に記名押印のうえ、さいたま市建設工事請負契約基準約款（又はさいたま市設計業務等委託契約基準約款）、図面、設計図書、仕様書及びその他契約

に必要な書類を添付して、２通作成し、袋とじ（又は製本）にして提出しなければならない。

２　契約は、市長（市長から契約締結権限の委任を受けた者を含む。）及び契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

３　前２項の規定について、電子契約による場合においては、さいたま市電子契約実施要綱（令和８年さいたま市制定）に基づき、取り扱うものとする。

（市議会の議決を要する契約）

第３１条　本契約が、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条に該当する場合は、さいたま市議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

２　仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

（契約保証金）

第３２条　落札者は、契約規則の定めるところにより、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、通知書等の定めるところにより契約保証金を免除される者については、この限りでない。

２　契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。（入札保証金を納付したときは、その差額とする。）

３　契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

（異議の申立）

第３３条　入札をした者は、入札後、この心得、図面、設計図書、仕様書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附　則

この心得は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成１８年４月１３日から施行する。

附　則

この心得は、平成１９年６月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成１９年１２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この心得は、平成２０年６月２０日から施行する。

（経過措置）
2　この心得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）
1　この心得は、平成２０年１０月１６日から施行する。
（経過措置）
2　この心得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）
1　この心得は、平成２１年２月２３日から施行する。
（経過措置）
2　この心得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）
1　この心得は、平成２１年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　この心得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）
1　この心得は、平成２１年１０月２２日から施行する。
（経過措置）
2　この心得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）
1　この心得は、平成２２年６月１日から施行する。
（経過措置）
2　この心得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

この心得は、平成２２年１２月１５日から施行する。

附　則

この心得は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この心得は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この心得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

この心得は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この心得は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この心得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この心得は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この心得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この心得は、平成３１年１月１５日から施行する。

（経過措置）

２　この心得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附　則

この心得は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この心得は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この心得の施行の日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例に

よる。

附　則

この心得は、令和４年１月１日から施行する。

附　則

この心得は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この心得は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この心得の施行の日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例によ
る。